

令 和 2 年 4 月 30 日

令和2年広島県議会4月臨時会議案（その2）

広 島 県

令和二年広島県議会四月臨時会議案目次（その一）

臨県第三号 財産の処分について	一
臨県第四号 財産の処分について	三
臨県第五号 財産の信託の変更について	五
報第四号 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について	七
報第五号 広島県税条例の一部改正について	九

臨県第三号議案

財産の処分について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第三条の規定により、次のとおり財産を処分することについて、県議会の議決を求める。

令和二年四月三十日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 財産の表示	
所 在	福山市東桜町一一番一、二番二
種 別	区分所有建物
構 造	
	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根ステンレス鋼板葺地下一階地上一二階建
処分対象	
	家屋番号東桜町二一番二の区分所有権及び家屋番号東桜町二一番一の二の共同持分
二 面 積	
専有部分	延べ一三、九三〇・〇〇平方メートル
共用部分	延べ二三一・一八平方メートル
	九八二、一一二、九五一円
三 処分価格	
相 手 方	福山市南手城町二丁目二七番三一号
株式会社	カニエ

(提案理由)

福山市東桜町県有地信託事業について、信託期間満了までに借入金を完済できないことから、県民負担の縮減を図るため、区分所有建物エスト・バルク・県民文化センターふくやまに広島県が有する専有部分の一部の区分所有権及び共用部分の共有持分を処分しようとするとするものであるが、処分しようとする建物の予定価格が七千万円以上であるため、県議会の議決を求める。

臨県第四号議案

財産の処分について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第三条の規定により、次のとおり財産を処分することについて、県議会の議決を求める。

令和二年四月三十日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 財産の表示	所 在	廣島市中区中町八番四、八番五
	種 別	信託受益権
二 構 造	面 積	鐵骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下二階地上一九階建て 延べ二三、九八七・一六平方メートル
相 手 方	処 分 価 格	五、九八八、〇〇〇、〇〇〇円 東京都新宿区西新宿四丁目三二番二二号

株式会社 フジタ

(提案理由)

広島市中区中町県有地信託事業について、信託期間満了までに借入金を完済できないことから、県民負担の縮減を図るため、信託財産広島クリスタルプラザに係る信託受益権を処分しようとするものであるが、処分しようとする信託受益権の予定価格が七千万円以上であるため、県議会の議決を求める。

臨県第五号議案

財産の信託の変更について

昭和六十三年県第三十七号議案により財産を信託することについて議決を得た福山市東桜町県有財産の信託期間を次のように変更することについて、県議会の議決を求める。

令和二年四月三十日提出

広島県知事 湯崎英彦

	変更後	変更前
四 信託期間	一一三 (略) 契約締結の日から建物しゆん工までに要する期間及び建物しゆん工の日の翌日から令和二年七月三十一日までとする。	一一三 (略) 契約締結の日から建物しゆん工までに要する期間及び建物しゆん工後三十年間とする。
五・六 (略)		

(提案理由)

昭和六十三年県第三十七号議案により財産を信託することについて議決を得た福山市東桜町県有財産の信託については、信託期間満了前に信託財産を売却するため、信託期間を変更する必要が生じたので、県議会の議決を求める。

報第四号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十九条第一項の規定により、次のように専決処分をしたから、同条第三項の規定により報告し、県議会の承認を求める。

令和二年四月三十日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 専決処分の内容

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和二年広島県条例第一号）の一部

を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
第一条 （最低負担額） （略）	第一条 （最低負担額） （略）	第一条 （最低負担額） （略）
一 知事等（地方警務官）（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）（）を除く。以下この号において同じ。）	一 知事等（地方警務官）（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）（）を除く。以下この号において同じ。）	一 知事等（地方警務官）（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）（）を除く。以下この号において同じ。）
二 （略）	二 （略）	二 （略）
イ （略）	イ （略）	イ （略）
二 （略）	二 （略）	二 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

二 専決処分年月日

令和二年三月三十一日

(提案理由)

地方自治法施行令の一部が改正され、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準に関する改正規定が令和二年四月一日から施行された。

このため、知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をしたので、今回報告し、県議会の承認を求める。

報第五号

広島県税条例の一部改正について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定により、次のとおり専決処分をしたから、同条第三項の規定により報告し、県議会の承認を求める。

令和二年四月三十日提出

広島県知事 湯崎英彦

一 専決処分の内容

広島県税条例の一部を改正する条例

広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
（個人の県民税に係る扶養親族申告書） 第三十九条の五（略） 2 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける法第二十四条第一項第一号に掲げる者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この項において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者（以下この項において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第四十五条の三の三第一項の規定に基づく県民税に関する申告書を、法第三百十七条の三の三第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。	（個人の県民税に係る扶養親族等申告書） 第三十九条の五（略） 2 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける法第二十四条第一項第一号に掲げる者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者（以下この項において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者（以下この項において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第四十五条の三の三第一項の規定に基づく県民税に関する申告書を、法第三百十七条の三の三第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。	（事業税の納稅義務者等） 第四十七条（略） 1 次号及び第三号に掲げる事業以外の事業次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ（略） ロ 法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第六項各号に掲げる法人、第二項に規定す
（事業税の納稅義務者等） 第四十七条（略） 1 次号に掲げる事業以外の事業次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ（略） ロ 法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第五項各号に掲げる法人、第三項に規定す	（事業税の納稅義務者等） 第四十七条（略） 1 次号に掲げる事業以外の事業次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ（略） ロ 法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第五項各号に掲げる法人、第三項に規定す	（事業税の納稅義務者等） 第四十七条（略） 1 次号に掲げる事業以外の事業次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ（略） ロ 法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第五項各号に掲げる法人、第三項に規定す

る法人でない社団又は財団、第四項に規定する個人、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの所得割額

二 電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）、ガス供給業（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。）、保険業及び貿易保険業 収入割額

三 電気供給業のうち、小売電気事業等（法第七十二条の二第一項第三号に規定する小売電気事業等をいう。以下この節において同じ。）及び発電事業等（同号に規定する発電事業等をいう。以下この節において同じ。）次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 口に掲げる法人 収入割額、
ロ 付加価値割額及び資本割額の合算額
口 第一号口に掲げる法人 収入割額及び所得割額の合算額

2—4 （略）

（法人の事業税の課税標準）

第四十八条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業税の区分に応じ、当該各号に定めるものによる。

一 付加価値割（法第七十二条第一号に規定する付加価値割をいう。以下この節において同じ。） 各事業年度の付加価値額

（法人の事業税の課税標準）

第四十八条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものによる。

一 次号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる事業税の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

イ 口 付加価値割（法第七十二条第一号に規定する付加価値割をいう。以下この節において同じ。） 各事業年度の付加価値額
ロ 資本割（法第七十二条第一号に規定する資本割をいう。以下この節において同じ。） 各事業年度の資本金等の額

2—4 （略）

（法人の事業税の課税標準）

第四十八条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものによる。

一 次号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる事業税の区分に応じ、それぞれ次に定めたるもの

イ 口 付加価値割（法第七十二条第一号に規定する付加価値割をいう。以下この節において同じ。） 各事業年度の付加価値額
ロ 資本割（法第七十二条第一号に規定する資本割をいう。以下この節において同じ。） 各事業年度の資本金等の額

2—4 （略）

（法人の事業税の課税標準）

第四十八条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものによる。

一 次号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる事業税の区分に応じ、それぞれ次に定めたるもの

イ 口 付加価値割（法第七十二条第一号に規定する付加価値割をいう。以下この節において同じ。） 各事業年度の付加価値額
ロ 資本割（法第七十二条第一号に規定する資本割をいう。以下この節において同じ。） 各事業年度の資本金等の額

2—4 （略）

ハ 所得割（法第七十二条第三号に規定する所得割をいう。以下同じ。）各事業

る所得割をいう。以下同じ。）各事業
年度の所得

二 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿

易保険業 各事業年度の収入金額

二 資本割（法第七十二条第二号に規定する

資本割をいう。以下この節において同じ。）

三 所得割（法第七十二条第三号に規定する

所得割をいう。以下同じ。）各事業年度

四 収入割（法第七十二条第四号に規定する

収入割をいう。以下この節において同じ。）

各事業年度の収入金額

2 (略)

(法人の課税標準の区分経理の義務)

第四十九条 医療法人又は医療施設（令第二十一条の七に規定するものを除く。）に係る事

業を行う農業協同組合連合会（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので令第十九条に規定するものを除く。）は、法第七十二条の二十三第二項の規定により当該法人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額又は個別帰属益金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額をいう。）及び損金の額又は個別帰属損金額（同項に規定する個別帰属損金額をいう。）に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

2 事業税の納税義務がある法人は、次に掲げる事業の区分に応じた経理を行わなければならない。

一 次号及び第三号に掲げる事業以外の事業
二 第四十七条第一項第二号に掲げる事業
三 第四十七条第一項第三号に掲げる事業

(法人の事業税の税率等)

第五十条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第四項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一（一） (略)
2 電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一を乗じて得た金額とする。
3 電気供給業等に対する事業税の額は、次に定める金額とする。

一 第四十七条第一項第三号イに掲げる法人

(法人の課税標準の区分経理の義務)

第四十九条 医療法人又は医療施設（令第二十一条の六に規定するものを除く。）に係る事

業を行う農業協同組合連合会（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので令第十九条に規定するものを除く。）は、法第七十二条の二十三第二項の規定により当該法人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額又は個別帰属益金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額をいう。）及び損金の額又は個別帰属損金額（同項に規定する個別帰属損金額をいう。）に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

2 電気供給業、ガス供給業、鉄道事業、軌道事業、保険業及び貿易保険業とその他の事業と併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。

一（一） (略)
2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一を乗じて得た金額とする。

一 第四十七条第一項第三号イに掲げる法人

4	（たばこ税の申告納付の手続） 第七十一条の五 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「 （略）	（たばこ税の課税免除） 第七十一条の三（略）	（たばこ税の課税免除） 第七十一条の三（略）	（たばこ税の課税免除） 第七十一条の三（略）
3	（たばこ税の申告納付の手続） 第七十一条の五 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「 （略）	（たばこ税の課税免除） 第七十一条の三（略）	（たばこ税の課税免除） 第七十一条の三（略）	（たばこ税の課税免除） 第七十一条の三（略）
2	（たばこ税の課税免除） 第七十一条の三（略）	（たばこ税の課税免除） 第七十一条の三（略）	（たばこ税の課税免除） 第七十一条の三（略）	（たばこ税の課税免除） 第七十一条の三（略）
1	（たばこ税の課税免除） 第七十一条の三（略）	（たばこ税の課税免除） 第七十一条の三（略）	（たばこ税の課税免除） 第七十一条の三（略）	（たばこ税の課税免除） 第七十一条の三（略）

申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月一日から同月末日までの期間における県内に所在する小売販売業者の営業所に係る第六十九条第一項の売渡し又は県内に所在する卸販売業者等の事務所又は事業所が直接管理する製造たばこに係る同条第二項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第七十一条の三第一項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに法第七十四条の十四第一項の規定により控除を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第七十一条の三第三項に規定する書類及び法第七十四条の十四第一項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類並びに県内に主たる事務所又は事業所を有する申告納税者にあつては前月一日から同月末日までの期間における製造たばこの購入及び販売に関する事実を記載した書類を添付しなければならない。

2
2-4 (略)

附則

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の県民税の課税の特例)

第九条 (略)

4 第一項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成十年一月一日から令和五年三月三十一日までの間に行われたものについては、適用しない。

(長期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例)

第十条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第三十五条及び第三十七条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、长期譲渡所得の金額(同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定

申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月一日から同月末日までの期間における県内に所在する小売販売業者の営業所に係る第六十九条第一項の売渡し又は県内に所在する卸販売業者等の事務所又は事業所が直接管理する製造たばこに係る同条第二項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第七十一条の三第一項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに法第七十四条の十四第一項の規定により控除を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第七十一条の三第三項に規定する書類及び法第七十四条の十四第一項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類並びに県内に主たる事務所又は事業所を有する申告納税者にあつては前月一日から同月末日までの期間における製造たばこの購入及び販売に関する事実を記載した書類を添付しなければならない。

2
2-4 (略)

附則

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の県民税の課税の特例)

第九条 (略)

4 第一項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成十年一月一日から令和二年三月三十一日までの間に行われたものについては、適用しない。

(長期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例)

第十条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第三十五条及び第三十七条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、长期譲渡所得の金額(同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、こ

に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき次項第二号の規定により読み替えて適用される第三十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次条第一項及び第二项額。次条第一項及び第二項並びに附則第十条の三において「課税長期譲渡所得金額」といいう。)の百分の二(当該納稅義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一)に相当する金額に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、個人の県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。(略)

2

(略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例)

第十条の二 昭和六十三年度から令和五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条、次条、附則第十一条及び附則第十二条の二の三の二第二項において同じ。)の譲渡(同法第三十一条第一項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条、附則第十二条及び附則第十二条の二の三の二第二項において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第三十一条の二(第二項各号に掲げる譲渡に該当するごとにつき地方税法施行規則附則第十三条の三第一項の規定による証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得(附則第十条の三の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

一・二 (略)

2 前項の規定は、昭和六十三年度から令和五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(その譲渡の日から同日以後二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間(令附則第十七条の二第一項に規定するやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同条第二項又は

これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき次項第二号の規定により読み替えて適用される第三十六条の規定の適用がある場合は、その適用後の金額。次条第一項及び第二项額。並びに附則第十条の三第一項において「課税長期譲渡所得金額」という。)の百分の二(当該納稅義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一)に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、個人の県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。(略)

2

(略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例)

第十条の二 昭和六十三年度から令和二年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条、次条、附則第十一条及び附則第十二条の二の三の二第二項において同じ。)の譲渡(同法第三十一条第一項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条、附則第十二条及び附則第十二条の二の三の二第二項において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第三十一条の二(第二項各号に掲げる譲渡に該当するごとにつき地方税法施行規則附則第十三条の三第一項の規定による証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得(附則第十条の三の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

一・二 (略)

2 前項の規定は、昭和六十三年度から令和二年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(その譲渡の日から同日以後二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間(令附則第十七条の二第一項に規定するやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同条第二項又は

第三項に規定する日までの期間) 内に租税特別措置法第三十一条の二(第二項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められる)に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3 第一項(前項において準用する場合を含む)の場合において、所得割の納稅義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第三十三条から第三十三条の四まで、第三十四条から第三十五条の三まで、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条、第三十七条の四から第三十七条の六まで、第三十七条の八又は第三十七条の九の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4 第二項の規定の適用を受けた譲渡の全部又は一部が同項に規定する期間内に租税特別措置法第三十一条の二(第二項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなつた場合には、その該当しないこととなつた譲渡は、第二項の規定にかかわらず、同項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

(阪神・淡路大震災に係る確定優良住宅地等

予定地に係る期間の延長の特例)

第十条の二の二 前条第二項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、阪神・淡路大震災に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間(その末日が平成七年十二月三十一日であるものに限る。)内に租税特別措置法第三十一条の二(第二項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で令附則第十七条の二の二第一項で定める場合において、平成八年一月一日から起算して二年以内の日で同条第二項で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき地方税法施行規則附則第十二条の四第一項で定めるところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から令附則第十七条の二の二第二項で定める日までの期間を前条第二項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

(東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例)
第十一条の二の三 (略)

第三項に規定する日までの期間) 内に租税特別措置法第三十一条の二(第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められる)に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3 第一項(前項において準用する場合を含む)の場合において、所得割の納稅義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第三十三条から第三十三条の四まで、第三十四条から第三十五条の二まで、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条、第三十七条の四から第三十七条の六まで、第三十七条の八又は第三十七条の九の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4 第二項の規定の適用を受けた譲渡の全部又は一部が同項に規定する期間内に租税特別措置法第三十一条の二(第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなつた場合には、その該当しないこととなつた譲渡は、第二項の規定にかかわらず、同項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

(阪神・淡路大震災に係る確定優良住宅地等

予定地に係る期間の延長の特例)

第十条の二の二 前条第二項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、阪神・淡路大震災に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間(その末日が平成七年十二月三十一日であるものに限る。)内に租税特別措置法第三十一条の二(第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で令附則第十七条の二の二第一項で定める場合において、平成八年一月一日から起算して二年以内の日で同条第二項で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき地方税法施行規則附則第十三条の四第一項で定めるところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から令附則第十七条の二の二第二項で定める日までの期間を前条第二項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

(東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例)
第十一条の二の三 (略)

4	(略)	附則第十 条の三	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	

(東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例)
律第十一条の七
第四項の規定により適用される場合を含む。)

4	(略)	附則第十 条の三第三 一項	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	

(東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例)
四項の規定により適用される場合を含む。)

2 第十一条の二の三の二 (略)
 附則第十条の二第二項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間（その末日が平成二十三年十二月三十一日であるものに限る。）内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で令附則第二十七条の三第二項に規定する場合において、平成二十五年十二月三十一日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる土地等の譲渡に該当することになることが確実であると認められることにつき地方税法施行規則附則第二十二条の二第二項の規定による証明がされたときは、当該譲渡の日から平成二十五年十二月三十一日までの期間を附則第十条の二第二項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

(法人の事業税の税率の特例)
 第十一条の二の十一 租税特別措置法第六十八条第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第五十条第一項第二号中

各事業年度の所得 のうち年四百万円 を超える金額	百分の四・九
各事業年度の所得 のうち年十億円以 下の金額	百分の五・七

とあるのは

各事業年度の所得 のうち年四百万円 を超える金額	百分の四・九
各事業年度の所得 のうち年十億円以 下の金額	百分の五・七

と、同条第四項第一号中「百分の四・九」とあるのは「百分の四・九（各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の五・七）」とする。

2 第十一条の二の三の二 (略)
 附則第十条の二第二項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間（その末日が平成二十三年十二月三十一日であるものに限る。）内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で令附則第二十七条の三第二項に規定する場合において、平成二十五年十二月三十一日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる土地等の譲渡に該当することになることが確実であると認められることにつき地方税法施行規則附則第二十二条の二第二項の規定による証明がされたときは、当該譲渡の日から平成二十五年十二月三十一日までの期間を附則第十条の二第二項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

(法人の事業税の税率の特例)
 第十一条の二の十一 租税特別措置法第六十八条第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第五十条第一項第二号中

各事業年度の所得 のうち年四百万円 を超える金額	百分の四・九
各事業年度の所得 のうち年十億円以 下の金額	百分の五・七

とあるのは

各事業年度の所得 のうち年四百万円 を超える金額	百分の四・九
各事業年度の所得 のうち年十億円以 下の金額	百分の五・七

と、同条第三項第一号中「百分の四・九」とあるのは「百分の四・九（各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の五・七）」とする。

(譲渡割の賦課徴収の特例等)

第十一條の四 (略)

2 譲渡割に係る延滞税、利子税及び加算税（その賦課徴収について消費税の例によることとされる譲渡割について納付される延滞税及び課され利子税並びに課される加算税をいう。）は、譲渡割として、この条から附則第十一條の六までの規定を適用する。

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第十二條の二 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令第三十六条の二の二に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第五十六条第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から令和四年三月三十一日までの間に行われたときにより、同項ただし書中「六月」とあるのは「一年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第七十三条の二十四第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第六十五条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「二年」とあるのは、「三年（当該土地を取得した日から三年以内に同条第一項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として令附則第六条の十七第二項に規定する場合には、四年）」とする。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第十六條 (略)

一一四 (略)
五 木材加工業その他の令附則第十条の二の二第七項に規定する事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の同条に規定する用途に供する軽油の引取り

2—6 (略)

(譲渡割の賦課徴収の特例等)

第十一條の四 (略)

2 譲渡割に係る延滞税及び加算税（その賦課徴収について消費税の例によることとされる譲渡割について納付される延滞税及び課される加算税をいう。）は、譲渡割として、本条から附則第十一條の六までの規定を適用する。

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第十二條の二 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令第三十六条の二の二に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第五十六条第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から令和二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは「一年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第七十三条の二十四第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第六十五条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「二年」とあるのは、「三年（当該土地を取得した日から三年以内に同条第一項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として令附則第六条の十七第二項に規定する場合には、四年）」とする。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第十六條 (略)

一一四 (略)
五 木材加工業その他の令附則第十条の二の二第七項に規定する事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の同条に規定する用途に供する軽油の引取り

2—6 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の広島県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、令和二年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和元年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
(事業税に関する経過措置)

第三条 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

二 専決処分年月日

令和二年三月三十一日

(提案理由)

地方税法等の一部が改正されることに伴い、個人の県民税、法人の事業税、不動産取得税、県たばこ税等に関する改正規定が、一部の規定を除き令和二年四月一日から施行された。

このため、広島県税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をしたので、今回報告し、県議会の承認を求める。